

施策マネジメントシート(平成24年度の振り返り、総括)

作成日 平成 25 年 6 月 26 日

基本目標	IV	産業が育ち持続するまち	主管課	名称	農政課
				課長	高橋 正次
施策	24	農林業の振興	関係課		

施策の目的	対象	意図	基本事業名	対象	意図
			2 生産基盤の整備	農家、農地	生産性を維持・向上させる。
			3 農業経営者の育成	農家 農地	経営基盤を強化する。 有効に活用される。
			4		
			5		

成果指標	成果指標名	単位	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
				A	農業所得者の総所得金額	千円	実績値	101,462	108,742	
			目標値		100,000	104,000	108,000	112,000	116,000	120,000
B	農業生産法人数	団体	実績値	7	7					
			目標値		7	7	8	8	9	10
C	農地として利用すべき耕作放棄地面積	ha	実績値	231	231					
			目標値		231	230	230	230	230	230
D	米の栽培面積	ha	実績値	381	374					
			目標値		374	374	374	374	374	374
E	果樹等の栽培面積	ha	実績値	109(H22)	→					
			目標値		→	→	→	110	→	→
F	除間伐実施森林面積	ha	実績値	121	68					
			目標値		125	120	120	120	120	120

**指標設定の考え方と実績値の把握方法**

A) 数値が高まれば、農業所得者の所得が増えているといえるため成果指標とした。また、課税に関するデータであるため、毎年度数値を把握することができ、他団体との比較もしやすい。  
課税状況調査>第53表 課税標準額段階別〇〇年度分所得割額等に関する調【農業所得者】第7係関係(1)総所得金額等に関する調>(1)総所得金額欄>行番号100(合計)

B) 農業者が減少しても農業法人が受け皿となり、集約化や作業受託を行うことで持続可能な農業に取り組んでいると判断され指標とした。

C) 耕作放棄地面積が増加しなければ農業が継続されていると判断されるため指標とした。

D) 他の農産物と比較し米の生産農家(自給含む)が多く、ブランド化に取り組んでいることから、栽培面積が維持できれば農業所得の増加や農業が継続されていると判断されるため指標とした。

E) 本町の果樹は市場・消費者の評価も高いことから、ニーズに適した栽培品種の更新を進めることにより農業所得の増加が図れると判断されるため指標とした。

F) 森林整備協議会・森林整備隊の活動により森林整備(除間伐)を積極的に進めており、適正な間伐により材積が増加し、間伐材の販売も促進されるため、林業振興を図るための指標とした。

**目標値設定の考え方**

A) 成り行きでは、平成21年度～23年度の平均である100,000千円程度で推移すると考える。販売農家は減少するが、農地の集約化やブランド化に取り組むことで経営体の規模拡大が図れ1件当たりの所得は増加すると考える。

B) 成り行きでは7団体で推移すると思われるが、農地の集約化や経営体の規模拡大を推進することで、法人化を目指す農家が増加すると考える。規模の小さな農家(自給的農家)は、現在保有している機械が壊れれば、新たに購入してまで農業を続けることは難しいと考えている。平成29年度には、10団体の法人登録を目指す。

C) 成り行きでは、3カ年で20ha程度の増加となっているが、法人参入を促す施策を講ずることにより平成23年度の水準を維持することを目指す。

D) 成り行きでは、毎年数ヘクタールずつ減少しているが、新治地区において、水田の作業受託組織が構築されたことから、他の地域においても組織化を図ることにより平成24年度の水準を維持することを目指す。

E) 平成24年度に果樹産地協議会を設立し、参加者からアンケートを徴取した結果、平成27年度末に1haの栽培面積増加となったため、これを目標値とした。

F) 平成20年度に森林整備協議会(森林整備隊)を組織し、整備面積100ha/年を目標に取り組んでいる。また、森林組合や民間事業者(素材生産組合等)が実施する間伐事業に30,000円/haの補填を行い森林整備(間伐)を推進しており、平成23年度実績の120haを維持することを目指す。

施策のための目的・役割分担	1. 町民(事業所、地域、団体)の役割	2. 行政(町、県、国)の役割
	①良質な農産物の生産に努める。 ②農地、農業用施設の適切な維持管理に努める。 ③担い手への農地集積に協力する。 ④集落営農等の組織化(法人化)に取り組む。	①生産基盤の整備や農業経営の安定化を図るための支援を行う。 ②良質な農産物の生産や高付加価値化を支援する。 ③集落営農の組織化や担い手の育成を支援する。 ④耕作放棄地解消のための支援を行う。

施策を取り巻く状況	1. 施策を取り巻く状況(対象や法令等)は今後どのように変化するか?	2. 施策に対して、住民や議会からどんな意見や要望が寄せられているか?
	①国の方針としては、農業を成長産業として位置づけており、「人・農地プラン」により新規就農支援や農地集約による経営体の規模拡大を支援している。TPPやFTAについて参加することになった場合、農業への影響が懸念される。戸別所得補償制度は経営安定化対策と名称が変更され、平成26年度から大幅な制度変更がなされるとの情報がある。 ②販売農家から自給的農家へ移行し自給的農家から離農へ移行という構図になっており、販売農家は減少、自給的農家は微増。全体としては減少。林業経営体数は激減。高齢化が進み、後継者不足が深刻となるため、この傾向は続く。 ③農産物への放射能の影響が続く。特にきのこ類は移行率が高く影響が深刻。	①安心して農業をしたいという思いはすべての農家に共通すると思われる。自給的農家は収益性への拘りは少ない、販売農家は収益を増やしたい思いがあり、支援制度の充実やブランド化への取り組みに期待が寄せられている。 ②認定農業者には、高齢化する農業者(特に自給的農家)の農作業の受託や農地の集約化などの期待がある。

施策	24	農林業の振興	主管課	名称	農政課
				課長	高橋 正次

実績比較		背景・要因	
施策の成果水準の分析と背景・要因の考察	① 時系列比較	<input type="checkbox"/> かなり向上した。 <input type="checkbox"/> どちらかといえば向上した。 <input checked="" type="checkbox"/> ほとんど変わらない。(横ばい状態) <input type="checkbox"/> どちらかといえば低下した。 <input type="checkbox"/> かなり低下した。	①農業総所得金額は平成23年度から7,280千円ほど増加した。 ②町の農業生産法人数は数年来7団体で推移している。農業生産法人よりも農事組合法人の設立は比較的容易であることから、平成24年度に企業参入として増田建設(株)が農事組合法人を設立した。次年度以降の評価においては、目標及び実績値に農事組合法人を含めることを検討したい。 ③(再生可能)耕作放棄地は231haで前年同数であったことから、耕作が維持されていると判断される。米の栽培面積も推計どおりであり水田が維持されていると考える。 ④果樹の改植支援事業が平成24年度から新たに80aが実施された。今後は耕作放棄地の解消と併せた新規栽培に取り組めるような支援を検討したい。 ⑤間伐面積は、森林組合・素材生産組合が事業の繰り越しを行ったため、年度内実績は68haにとどまった。繰り越し分を含めても90haとなり、目標値を下回った。間伐事業は集約化(小規模な民有林を集め作業対象面積を拡大する)が求められているため、説明会等の取りまとめ作業に時間を要していることが要因と考える。
	② 他団体との比較	<input type="checkbox"/> かなり高い水準である。 <input checked="" type="checkbox"/> どちらかといえば高い水準である。 <input type="checkbox"/> ほぼ同水準である。 <input type="checkbox"/> どちらかといえば低い水準である。 <input type="checkbox"/> かなり低い水準である。	①利根沼田管内各市町村の農業生産法人数(農事組合法人含む)は、沼田市16団体、昭和村23団体、片品村3団体、川場村3団体、みなかみ町10団体となっている。(平成24年農業事務所調べ) ②果樹の改植支援事業について、沼田市9,500ha、片品村2,700ha、川場村3,000ha、昭和村1,500ha、みなかみ町13,300ha(2010年農林業センサス)となっている。この中間伐面積(個人、企業、県直轄事業含む)は、沼田市164ha、片品村129ha、川場村82ha、昭和村52ha、みなかみ町127ha(平成24年環境森林事務所調べ)であり、沼田市、片品村の実施面積が大きい。理由として、それぞれ独立した森林組合組織の存在があるためと考えられる。
	③ 目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 目標値を大きく上回った。 <input type="checkbox"/> 目標値を多少上回った。 <input checked="" type="checkbox"/> ほぼ目標値どおりの成果であった。 <input type="checkbox"/> 目標値を多少下回った。 <input type="checkbox"/> 目標値を大きく下回った。	①農業所得者の総所得金額は目標値100,000千円に対し108,742千円となり8,742千円の増額が図れた。 ②農業生産法人数、再生可能な耕作放棄地面積、米の栽培面積は目標値どおりとなったため、耕作が維持されていると判断する。 ③果樹等の栽培面積は数値の収集が行われないため評価は難しいが、平成24年度に改植面積80aを実施しており栽培面積は維持されていると判断する。 ④除間伐面積は目標値の約50%となる68haの実施にとどまり、森林組合において事業繰越を行った面積を加えても90haとなり目標を達成することはできなかった。
成果実績に対する取り組みの総括	(ブランド化の推進) ①平成24年9月に「みなかみ町果樹産地協議会」を設立。改植支援の体制を整備し6戸・80aの取り組みを行った。②農商工連携により取り組みが進められてきた米のブランド化について「水月夜」と命名され、各地で行われたコンクールで上位入賞がなされ町内の農産物直売所で販売が開始された。 (生産基盤の整備) ①中山間地域等直接支払事業36地区、農地水保全対策事業14地区は、地域で協力して農道や用排水路農業用施設の維持管理を行い農村環境の向上、農地の保全と活用に役立てた。②戸別所得補償制度は、平成22年度にモデル事業として稲作を対象として実施、平成23年度から畑作を含め本格導入され、平成24年度は経営所得安定対策と名称が変更され144件、8,300,990円の支払いを行った。③農業農村整備事業は、水上中央地区では懸案であったJR上越線跨道橋が完成し、前後の取付道路整備を残すのみとなった。真沢地区においては、ほ場整備工事が完了し生産性の向上が期待されるとともに、体験・交流・環境学習等の活動が継続的に行われている。平成24年度は6回の開催で延べ300名が参加。農業体質強化基盤整備事業により農道網の整備を進め4路線の整備が完了した。小規模土地改良事業は農地保全(農地復旧)や農業用施設(農道2路線、水路1路線)の整備により機能向上が図られた。防災対策として三峰第1・第2、池田ため池の調査を実施し基礎データの収集を行った。赤谷川沿岸地区の取水施設(頭首工)の整備を行い第I期対策を終了した。 (農業経営者の育成) ①人・農地プランを策定し、ステップIとして中心経営体48名の位置付けを行った。(内訳:認定農業者39名、認定就農者1名、集落営農等8名)②特用林産物活カアップ事業は、しいたけ原木18,000本(補助金額1,260,000円)除染機・予冷庫(同2,582,000円)の普及支援を実施。		

	基本事業名	今後の課題	平成26年度の取り組み方針(案)
今後の課題と取り組み方針(案)	1 ブランド化の推進	①生産者により品質が異なるためブランドとして提供するためには、品質の向上(栽培技術の向上)・均一化を図る必要がある。 ②一定の生産量を確保するため新たな栽培農家・後継者の育成を図る必要がある。	①ぐんま総合情報センター(ぐんまちゃん家)を活用した販売促進イベントの開催 ②生産者組合を中心に実施される栽培講習・先進地視察等の支援 ③評価の高い水月夜(米)や果樹類の栽培を拡大する農家への支援
	2 生産基盤の整備	①農業用水利施設の老朽化が顕著な施設において新たな施設整備は財政・受益者負担が大きいと見られ、現有施設の長寿命化を図るための対策が必要である。 ②防災対策を講ずる手法の一つとして老朽化ため池の改修が考えられるが、町内には37のため池が存在するため計画的な事業実施が必要である。 ③耕作放棄地を解消するための基盤整備(公共・個人)により栽培条件の向上を図る必要がある。また、農地の集約化と耕作放棄地対策を推進するための人員体制構築が急務となっている。 ④(仮)緑の県民税導入に伴い、従来取り組めなかった地域において事業実施の可能性を検討する必要がある。	①赤谷川沿岸II期地区、四ヶ村用水、小川島用水の機能保全計画・実施計画の策定 ②三峰第1・第2ため池、池田ため池の実施計画策定 ③耕作放棄地解消に向けた土地改良事業導入の可否調査、個人による解消作業への支援(町農林業振興事業補助金による支援) ④(仮)緑の県民税による事業実施可能地区に対する説明会の開催
	3 農業経営者の育成	①効率化・省力化を図るための農地集積が進まない現状がある。原因の一つとして米作農家は兼業農家が多く、現有の農業機械が使用不能になる、或いは農作業が難しくなるまでは、積極的な水田の貸借が難しい。 ②機械・施設等の導入に伴う初期投資の負担が大きく規模拡大に取り組みにくい。この初期負担の軽減が課題である。	①人・農地プラン(ステップII)の策定を進め各種支援事業の導入を行うことにより借り手・貸し手双方の利害が一致するよう調整を図るための組織体制を構築する。 ②経営体育成支援事業(はばたけ事業)等による認定農業者(担い手)への継続的な支援